

毎月勤労統計調査（地方調査）について

I 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計で、福岡県における賃金、労働時間及び雇用について、毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

II 調査の対象

この調査は、平成19年1月に改定された日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、5人以上の常用労働者を雇用する県内の事業所の中から厚生労働大臣の指定する約1,100事業所を対象に行っている。

III 調査事項の定義

1 現金給与額

賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費等を差し引く以前の額である。

退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。

(1) 現金給与総額

きまって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額。

(2) きまって支給する給与

労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与で、**所定外給与**や通勤手当（3か月以内の期間で算定される手当）等を含む。

なお、あらかじめ支給条件が決められていても、算定期間が3か月を超えるものは**特別に支払われた給与**となる。

(3) 所定内給与

きまって支給する給与のうち所定外給与を除いたもの。

(4) 所定外給与（超過労働給与）

所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与（時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等）。

(5) 特別に支払われた給与

賞与、労働協約等の改訂により過去にさかのぼって算定された給与の追給額、3か月を超える期間で算定される現金給与及び一時的、突発的理由に基づき支払われた給与。

2 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。事業所に出勤しない日は有給であっても出勤日にならないが、1日のうち1時間でも出勤すれば1出勤日となる。

3 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。病休、有給休暇、欠勤、操業・営業時間の短縮による自宅待機など、給与の算定の有無、理由の如何を問わず、実際に当該事業所の事業活動に従事しない時間（休憩時間等）は含まれない。

(1) 総実労働時間数

所定内労働時間数と所定外労働時間数の合計。

(2) 所定内労働時間数

労働協約、就業規則などで定められた始業時刻から終業時刻の間の実労働時間数。

(3) 所定外労働時間数（超過労働時間数）

早出、残業、臨時の呼出し、休日出勤等の実労働時間数。

4 常用労働者

事業所に使用され給与を支払われる労働者のうち、次のいずれかに該当する労働者のことである。

- ① 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
- ② 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者

なお、(i)重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii)事業主の家族でも、常時その事務所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、**常用労働者**に含める。

(1) パートタイム労働者

常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことをいう。

- ① 1日の所定内労働時間が一般の労働者より短い者
- ② 1日の所定内労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者

※ 一般の労働者とは、社会通念上いわゆる労働者という意味で、正規従業員、正社員等のことである。

(2) 一般労働者

常用労働者のうち、パートタイム労働者を除いた労働者のことをいう。

5 パートタイム労働者比率

調査期間末の全常用労働者数に占めるパートタイム労働者数の割合を百分率化したもの。

6 入職率、離職率

(1) 入職率

調査期間中に採用、転勤等で入職（同一企業内の事業所間の異動も含む。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したもの。

(2) 離職率

調査期間中に退職、転勤等で離職（同一企業内の事業所間の異動も含む。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したもの。

IV 統計について

1 年平均統計

(1) 実数統計

各月の実数統計（現金給与総額、総実労働時間など円単位、時間単位で表した統計）の年平均は、各月の常用労働者数で加重平均して算出。

(2) 指数

指数の年平均は、各月の指数の合計を12で除して(単純平均)で算出。

実質賃金指数は、次の算式により算出

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{名目賃金指数}}{\text{消費者物価指数}} \times 100$$

※ 名目賃金指数・・・「実質賃金指数」と対比して用いる場合の賃金指数の呼称。

※ 消費者物価指数・・・「持家の帰属家賃を除く総合」の福岡市分。

※ 実質賃金指数の年平均は、名目賃金指数と消費者物価指数のそれぞれについて年平均をとったものの比率で算出。

2 利用上の注意

(1) 事業所規模

本調査結果は、本県における常用労働者5人以上の事業所を推計するものであり、5人以上規模事業所を「全規模」と表記した。

なお、本年報の数値は、特段の断りのない限り「全規模」の状況を示す。

(2) 産業分類

毎月勤労統計調査においては、平成22年1月分調査結果から平成19年11月改定版の日本標準産業分類に基づく集計結果を公表している。

(3) 指数の改訂

ア 基準時の更新

平成24年1月分調査から、指数作成基準年を平成17年から平成22年に更新したため、平成22年平均の指数を100として算出している。

イ 第一種事業所の抽出替えに伴う改訂（ギャップ修正）

毎月勤労統計調査は、経済センサス調査結果を母集団として調査事業所を抽出する標本調査であり、おおむね3年ごとに調査事業所の抽出替えを行っている。

最近では、平成21年に実施された経済センサス基礎調査の結果を用いて平成27年1月分調査において第一種事業所（常用労働者30人以上規模の事業所）の抽出替えを実施した（5～29人規模の事業所については6か月ごとに3分の1ずつ交替する。）。

抽出替えを実施した際に、新旧の調査対象事業所が入れ替わったことによりギャップが生じるので、指数についてはギャップの修正を施し、増減率は指数に基づき算出している。

時系列比較をする際には、指数を用いられたい。